議案第20号

調布市文化会館たづくり条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

保健センターにおいて実施する小児科の休日診療について定めるため、提 案するものであります。 調布市文化会館たづくり条例の一部を改正する条例

調布市文化会館たづくり条例(平成6年調布市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号中オをカとし、エ の次に次のように加える。

オ 小児科の休日診療(以下「休日診療」という。)に関すること。 第5条の次に次の1条を加える。

(休日診療日)

- 第5条の2 前条の規定にかかわらず、休日診療は、次の各号に掲げる日 (市長が別に定める日を除く。) に行うものとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 休日
 - (3) 1月2日及び同月3日
 - (4) 12月29日から同月31日まで

第6条の次に次の1条を加える。

(休日診療時間)

- 第6条の2 前条の規定にかかわらず、休日診療は、次の各号に掲げる時間 に行うものとする。
 - (1) 午前9時から午前12時まで
 - (2) 午後1時から午後5時まで

第8条の次に次の1条を加える。

(使用料等)

第8条の2 休日診療を受けた者の使用料及び手数料は、次の各号に掲げる

区分に応じ, 当該各号に定める額とする。

- (1) 使用料 健康保険法 (大正11年法律第70号) の規定による療養に 要する費用の額の算定方法 (以下「健康保険算定方法」という。) によ り算定した額
- (2) 手数料 診断書1通につき1,400円
- 2 生活保護法(昭和25年法律第144号),国民健康保険法(昭和33 年法律第192号)その他の法令等によりその額を定められたものの療養 に要する費用の額は、前項の規定にかかわらず、当該法令等の定めるとこ ろによる。
- 3 市長は、前2項の規定によるもののほか、療養に要する費用の額を定め る必要があると認めたときは、健康保険算定方法に準じて得た額又は実費 相当額を別に定める。

附則

この条例は,公布の日から施行する。